No.205 2019/1/1

1 Minute News

TEL 03(6402)9555
FAX 03(6402)9556
URL http://www.kojimaz.jp
E-Mail h-kojima@kojimaz.jp

小嶋税務会計事務所 〒105-0004 港区新橋 6-19-21 ミドリヤビル 5 階

平成 31 年税制改正①～法人税

Q 昨年 12 月に平成 31 年税制改正大綱が発表されました。この中で、法人税に関する改正のポイントはなんでしょうか？

解説

各種の税額控除の見直しや延長が行われました。また、中小企業の軽減税率の期限が 2 年間延長されました。

1． 中小企業者等に対する軽減税率の延長

中小企業者等の年間所得 800 万円以下の部分に適用される**法人税の軽減税率 15%**（本則税率 19%）の適用期限が改正前の「2019 年 3 月 31 日までに開始する事業年度」から 2 年間延長され、**「2021 年 3 月 31 日までに開始する事業年度」まで**となります。

2． 中小企業向け設備投資促進税制の見直し及び延長

中小企業者等が設備投資を行った場合の優遇措置について、一部見直しを行った上、適用期限を**「2019 年 4 月 1 日から 2021 年 3 月 31 日までの間に事業のように供した資産」**に適用されることとなります。

3． 仮想通貨の評価方法及び譲渡時の譲渡原価の算出方法

評価方法…**活発な市場が存在すれば時価法**、存在しなければ**原価法**
譲渡時の帳簿価額の算出方法…移動平均法または総平均法（**法定算出方法は移動平均法による原価法**）
※**2019 年 4 月 1 日以後に終了する事業年度から適用**

4． 研究開発税制の見直し

研究開発の質と量の向上を促すため、控除税額の上限を引き上げるなどの見直しや改正が行われます。

要するに…

今年の税制改正は、中小企業者にとってはあまりなじみのない税額控除や特別償却などの適用が受けられる各種の制度の見直しや改正が数多く出ています。しかし、中小企業者等の軽減税率の延長は、中小企業者にとってもうれしい改正です。